

## NPOバンクの存続危機を回避するための政策提案

全国NPOバンク連絡会

(各政党に対しては6月29日に、マニフェストへの掲載を目的として同趣旨の要請を行っています)

### ■NPOバンクとは

NPOバンクは、市民が自発的に出資した資金により、地域社会や福祉、環境保全のための活動を行うNPOや個人などに融資することを目的に設立された「市民の非営利バンク」のことで、「金融NPO」「市民金融」などとも呼ばれています。最初のNPOバンクは1994年に設立された「未来バンク事業組合」(東京都)で、現在全国に狭義12、広義19団体(※)が存在し、地域の活性化に寄与するものとして注目を集め、今後も各地で設立が予定されています。

※ いわゆるソーシャルビジネスおよびその利用者向けの融資を主体とするものを「狭義」、多重債務者救済などを目的としたものを含むものを「広義」としています。

### ■議員等の尽力による「純財産」問題のクリア

2006年に多重債務者問題の解決を目的とした貸金業法改正の話がもちあがり、特にこの中で貸金業者の登録に必要とされる純財産の引き上げが、NPOバンクの存続に関わりました。

この問題につきましては、国会議員をはじめとする各方面の尽力により、貸金業法制定時には、「市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、法施行後二年六月以内に必要な見直しを行う」という国会の附帯決議(別紙資料参照)をいただくことができ、これを受け、NPOバンクを念頭に、一定の要件を満たす非営利の貸金業者については、必要な純財産が500万円で足りることとなり、純財産の問題は一定の解決を見ました。

### ■指定信用情報機関の問題など、なお問題は山積。問題解決と非営利金融制度確立へ

しかし、貸金業法第4段階施行(2010年6月まで)で導入される指定信用情報機関制度により、NPOバンクは、またしても存続の危機を迎えています。

このような問題を解決するためには、指定信用情報機関制度からのNPOバンクの適用除外はもちろんのこと、NPOバンクの設立と運営を困難にする諸規制を緩和しなければなりません。また、ごく近い将来には、NPOバンクなどの金融NPOに対する社会の期待にこたえるため、金融NPOの受け皿となる法制度を確立する必要があります。

こうした現状を踏まえ、新政権における政策では、是非とも下記要望事項の実現にご尽力くださいますよう、ここに提案します。

本件にかかる連絡先：全国NPOバンク連絡会  
東京コミュニティパワーバンク内(担当：坪井、遠藤)  
TEL：03-3200-9270  
メール：community-fund@r2.dion.ne.jp

## 提案事項

### 一. 貸金業法第4段階施行（2010年6月まで）で導入される指定信用情報機関制度において、NPOバンクを適用除外とすること

理由：指定信用情報機関制度が適用されると、貸出先（あるいは保証人）が個人である場合には、指定信用情報機関に融資情報が登録される。このため、非営利のNPOバンクから融資を受けた情報が、サラ金（営利の貸金業者）から融資を受けた情報として流通することになり、融資先の個人が住宅ローンなどの銀行からの融資が受けられなくなる。こうした不利益を融資先に与えるのであれば、NPOバンクを廃業せざるを得ない、との声も上がっている。

### 二. NPOバンクを含めた市民活動を支える新たな非営利金融システムを、貸金業法に基づく貸金業者とは異なる新しい制度として構築すること

理由：貸金業法には、指定信用情報機関制度のほか、以下のような問題があるため、営利企業のための貸金業法と異なる新しい制度が構築されないと、根本的な解決にはならない。

1. 常務（重要な意思決定）に従事する役員のうち、貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者があることの義務付け（NPOバンクの新規設立が極めて難しくなる）。
2. NPOバンクには不要な知識を問う「貸金業務取扱主任者」資格試験の導入。
3. 環境や福祉目的であっても個人向け融資には制限があること。

なお、金融審議会でも、NPOバンクと同様の新しい金融機関の必要性が提起されている（別紙資料参照）。

(別紙)

1. 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
2006年11月 衆議院財政金融委員会

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、法施行後二年六月以内に行われる見直しに当たり、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう、法律本則に明記することなど、必要な見直しを行う。

2. 金融審議会金融分科会第二部会  
協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループ  
中間論点整理報告書（2009年6月29日）における「新業態」記述

2. 業態別のあり方

(4) 新たな形態の可能性

貧困や格差が大きな社会問題となる中、小規模の事業者や消費者のうち、比較的风险が高い層に対する使い勝手のよい金融サービスが手薄であるとの指摘がある。

小規模の事業者・消費者の相互扶助を使命とする協同組織金融機関の原点に立ち返り、例えば、小規模の事業者や消費者の生活支援に特化し、協同組織性を発揮しうる新たな金融機関の設立・活用について検討することが望ましい。

その際、例えば、業務内容については必要最低限のものとする一方で、行為規制は軽減する等の枠組みも視野に入れた制度的な検討を行っていくことが考えられる。

(報告書6～7ページより)